

令和 7 年度 自動車騒音常時監視業務委託 仕様書

I 一般事項

1 業務の目的

本業務は、騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、主要幹線道路における自動車騒音について、騒音レベルの測定を行うとともに、必要な評価を行い、酒田市内の自動車交通による騒音の状況を把握することを目的とする。

2 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 業務の概要

本業務の内容は概ね次のとおり。なお、詳細は「II 業務内容」による。

- (1) 面的評価支援システムの構築
- (2) 自動車騒音の測定及び面的評価
- (3) 委託者及び環境省への報告資料作成

4 受託者要件

- (1) 山形県知事から計量法第 107 条の規定により、同法施行令第 28 条第 2 号に掲げる区分の計量証明事業（音圧レベル）について登録を受けており、事業者の本社又は営業所等が酒田市内にあること。
- (2) 環境計量士（騒音・振動関係）を有すること。また、本業務で使用する「面的評価支援システム」について熟知するものを有すること。

5 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (2) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (3) 騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）
- (4) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル I. 基本評価編（平成 27 年 10 月環境省）
- (5) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル II. 地域評価編（道路に面する地域）
- (6) 騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について
（平成 23 年 9 月 14 日付け環水大自発 110914001 号 以下「処理基準」という。）
- (7) 自動車騒音常時監視マニュアル

(8) 面的評価支援システム操作マニュアル

(令和2年3月環境省水・大気環境局自動車環境対策課 以下「操作マニュアル」という。)

(9) その他関係法令等

6 貸与資料等

本業務の遂行に当たり、受託者に以下のものを貸与する。

(1) 評価システム、GIS エンジン及び電子地図等をインストールしたノートパソコン

(2) 「面的評価支援システム Ver. 5.0.0」(環境省)※

(3) 電子住宅地図「Zmap - TOWN II」(株式会社ゼンリン)※

(4) GIS エンジン「面的評価支援システム(環境省)版 ActiveMap for .NET Ver2.28」
(株式会社カーネル)※

(5) 数値地図 25000 (空間データ基盤)(国土地理院)※

(6) 平成27年度道路交通センサスデータ

(7) 都市計画用途地域図

(8) 騒音に係る環境基準の類型指定状況に関する資料

(9) その他業務遂行上必要と認められる資料

※ (2)(3)(4)(5)については、(1)の委託者のパソコンにインストールする場合のみ使用可能なものとする。貸与資料等は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

7 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与又は公表してはならない。

8 現場責任者

受託者は、本業務における現場責任者を定め、委託者に届け出るものとする。

現場責任者は、本業務全般にわたり技術的な管理を行い、業務に関する一切の事務を処理するものとする。

9 業務工程表作成

受託者は、本業務における作業項目について整理し、業務工程表を作成して委託者の承認を得るものとする。

10 打ち合わせ等

(1) 業務を適正かつ円滑に実施するため、現場責任者は、委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 現場責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに委託者と協議するものとする。

1 1 土地への立ち入り

- (1) 受託者は、本業務を実施するため、他人の植物を伐採し、かき、さく等を除去し、土地もしくは工作物を一時使用するときは、あらかじめ委託者に報告するものとし、委託者の指示を受けて所有者の承諾を得るものとする。
- (2) 測定場所の借用については、受託者が所有者と直接協議を行い、測定場所が民間管理地の場合は、あらかじめ借用謝礼（受託者負担）を準備すること。
- (3) 公共の歩道等での調査については、管理者への必要な届出等を行い、歩行者等の通行の妨げとならないよう注意すること。

1 2 測定機器及び消耗品

測定に必要な機器及びその他業務の遂行に付随し必要となる消耗品等は、受託者が準備、負担するものとする。

1 3 成果品の提出

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、仕様書に示す成果品を早急に提出し、委託者の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、仕様書に定めのある場合又は委託者の指示する場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 検査の結果及び成果品納品後に不備及び誤りが発見された場合、受託者は速やかに修補を行わなければならない。

1 4 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1 5 支払い

支払いは、業務委託の完了の確認を受けた後、1回で支払うものとする。

1 6 その他

- (1) 調査等にあたっては、適切な危険防止の措置を講ずるとともに、近隣住民に迷惑とならないように十分配慮すること。
- (2) 受託者は、環境省水・大気環境局自動車環境対策課が配布する面的評価支援システム及び当該システムの稼動環境に改定等があった場合は、速やかに対応するものとする。
- (3) 受託者は、準拠する法令及びマニュアル等に改定等があった場合は、速やかに対応し、改訂後の法令及びマニュアル等に基づいて業務を行うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて委託者と受託者との間で協議して決定するものとする。